

4 13. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額に関する注記は、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額について、協定上明らかになつていない金額がある場合には、その旨、その期日、貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係るものの額、貸借対照表日後 1 年超に係るものの額及びこれらの合計額とする。

第 8 号様式
高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表
年 月 日から 年 月 日まで

- 1. 営業収益 (略)
- 2. 営業外収益 (略)
- 3. 特別利益 (略)

第 9 号様式

高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表
年 月 日から 年 月 日まで

- 1. 営業費用 (略)
- 2. 営業外費用 (略)
- 3. 特別損失 (略)

- 4. . 5. (略)

第 8 号様式

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表
年 月 日から 年 月 日まで

- 1. 営業収益 (略)
- 2. 営業外収益 (略)
- 3. 特別利益 (略)

前期損益修正益 (略)

第 9 号様式

高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表
年 月 日から 年 月 日まで

- 1. 営業費用 (略)
- 2. 営業外費用 (略)
- 3. 特別損失 (略)

前期損益修正損 (略)

- 4. . 5. (略)

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、第一条のうち東京湾横断道路事業会計規則第 4 号様式の改正規定中収益認識に関する注記に係る部分及び高速道路事業等会計規則第 5 号様式の改正規定中収益認識に関する注記に係る部分は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、改正後のこれらの規定を適用することができる。

○防衛省令第二号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

防衛大臣 岩屋 毅

第一条

次に掲げる省令の様式中「五号」を「令五」に改める。
（特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令等の一部改正）

一 特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令（昭和二十九年総理府令第五十七号）別記様式

二 日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和二十九年総理府令第六十一号）別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第五号

三 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和三十七年総理府令第四十二号）別記様式第一号及び別記様式第六号

四 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行規則（昭和三十八年総理府令第二号）別記様式第一号から別記様式第五号まで
（連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則（昭和三十六年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。